



10 平成30年10月15日 発行
第72巻 第10号
 岡山市北区桑田町15番28号
 一般社団法人岡山県労働基準協会
 編集兼 井上 文雄 (電話 (086) 225-3571)
 発行人 雄
1部 50円 1年 600円
 (購読料は会費を含む)
 ホームページ <http://www.olsa.or.jp>



上棚棚田(久米南町) (写真提供: 公益社団法人岡山県観光連盟)



安全衛生12のポイント

気がかり
打ち明け
ストレスケア

10月 10月1日~7日
全国労働衛生週間

11月 ゆとり創造月間

目次

Oct. 2018

行政の動き

| | |
|----------------------------|----|
| 過重労働解消キャンペーンについて | 2 |
| 「働き方の見直し」に向けた取組を! | 3 |
| 11月は労働保険適用促進強化期間です | 3 |
| 妊娠・出産等ハラスメント防止対策について | 4 |
| 働き方改革推進に係る法令改正等説明会のご案内 .. | 7 |
| 中小企業退職金共済制度のご案内 | 12 |

| | |
|-------------------------------|----|
| 介護事業者の皆さん事業運営を支援します(無料) | 5 |
| 受動喫煙防止&勤務間インターバル制度セミナーのご案内 .. | 6 |
| 第31回岡山県ゼロ災運動研究集会のご案内 | 10 |

協会より

| | |
|---------------------|----|
| 本日は晴天なり! | 9 |
| 労働災害-災害事例-統計- | 13 |
| 悠々自適 | 14 |

はたらき過ぎは危険信号、 あなたも職場も

あなたにとって労働とはなんでしょうか？
働くことは大切ですが、働き過ぎは問題です。
長時間の労働は、健康障害のリスクも高まり、
賃金不払残業、ひいては過労死にも繋がる危険があります。
この機会に職場環境を見直してみませんか？

～トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう。～

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。
同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

無料

「過重労働解消相談ダイヤル」
過重労働等に関する相談はこちら>>>

なくしましょう 長い 残業
0120-794-713
11月4日(日) 9:00 ~ 17:00

専用WEBサイト [過重労働解消キャンペーン](#) 検索



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

岡山労働局長からの要請 長時間労働削減を始めとする働き方の見直しを!

長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進のために、効率的な働き方を進めていく「働き方の見直し」に向けた取組に関する岡山労働局長からの要請がなされました。

会員事業場におかれましては、要請の趣旨をご理解の上、働き方の見直しに向けた取組を推進いただきませうようお願い致します。

平成 30 年 10 月 4 日

一般社団法人岡山県労働基準協会
会長 吉田 真三 殿

長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに
向けた取組に関する要請書

長時間労働の削減や賃金不払残業の解消、年次有給休暇の取得促進のためには、単に法令を遵守するだけではなく、長時間労働が生じている職場においては、人員の増員や業務量の見直し、マネジメントの在り方及び企業文化や職場風土等を見直していくことが必要であり、これまでの働き方を改め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方ができる職場環境づくりを進める必要があります。

しかしながら、我が国においては、依然として長時間労働の問題が認められるとともに、年次有給休暇の取得率が低い水準にとどまっております。また、岡山県内においては依然として年間総労働時間が全国平均に比べて長い状況にあるなど、長時間労働の削減を始めとした「働き方の見直し」が求められています。

こうした中、本年7月6日、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）が公布されました。また、同月24日には、変更された新たな「過労死等の防止のための対策に関する大綱」が閣議決定され、国が取り組む重点対策として、長時間労働の削減に向けた取組の徹底や過重労働による健康障害の防止対策等が明記されるとともに、勤務間インターバル制度の周知や導入に関する数値目標等が盛り込まれたところであります。

この長時間労働の問題について、厚生労働省においては、

① 著しい過重労働や賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導の強化

② 休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化

を2つの柱として、省を挙げて取り組んでいるところであります。

また、平成26年11月に施行された過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）において、11月は過労死等防止啓発月間とされており、そのため、本年も、昨年に引き続き10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働削減の取組を推進することといたしました。

長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。このため、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行から、早く帰る労働慣行への転換を図るための施策や、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気や働き方を実現するための施策等、各々の企業の実情に応じた取組を行うことが望まれます。具体的には、経営トップによるメッセージの発信、勤務間インターバル制度、朝型勤務、フレックスタイム制、年次有給休暇の計画的付与制度などの導入、ノー残業デーの設定、年次有給休暇取得による連休の実現（プラスワン休暇）のほか、ボランティア休暇を始めとする働く方々の実情に応じた特別な休暇制度の導入等が挙げられます。

また、新たな大綱においても、事業主団体・経済団体においては個々の企業では改善が困難な長時間労働につながる商慣行の是正に向けた取組を推進していくことが盛り込まれました。

これまでも、貴団体におかれましては、働き方改革や夏的生活スタイル変革に関する周知啓発に関し格別の御協力を賜ってまいりましたが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対して、周知啓発に向けて御協力をいただきますようお願い申し上げます。

岡山労働局長
千葉 登志雄

11月は 「労働保険適用促進強化期間」です。

厚生労働省では、11月1日から30日までの1ヶ月間を「労働保険適用促進強化期間」と定め、労働保険制度に対する正しい理解を深めていただくため全国一斉の広報活動を展開しています。

「労働保険」は、労災保険と雇用保険を総称したもので、政府が所管しており、農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも使用している事業主は、すべて加入が義務付けられている強制保険です。

該当する事業主は、必ず労働保険の加入手続きを行っていただくとともに労働保険料を納めなければなりません。

加入にあたっては、事業主の皆様が代わりに加入手続きなどの労働保険の事務処理を行う「労働保険事務組合」が設立されていますので、ご活用ください。

お問合わせ先

岡山労働局労働保険徴収室 TEL 086-225-2012
または、最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）

妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント防止対策はお済ですか

妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントとは…

妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うことをいい、事業主に防止対策の実施が義務付けられています。（平成29年1月1日施行 改正育児・介護休業法、改正男女雇用機会均等法）



「就職したばかりなのに妊娠するなんて迷惑だ」と同僚から度々言われて、出勤したくない。

育児休業について上司に相談したが「男のくせに育児休業だなんてありえない!」と言われた。



事業主が講ずべき防止対策とは

1 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発

① 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの内容、② 当該ハラスメントがあってはならない旨の方針、③ 妊娠・出産・育児休業等に関する否定的言動が職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの発生原因や背景になりえることを明確化し、管理・監督者を含む労働者に周知・啓発すること。④ ハラスメントにかかる言動を行った者については、厳正に対処する旨の対処の内容を就業規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む労働者に周知・啓発すること。

2 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

相談窓口をあらかじめ定め、周知すること。

3 職場におけるハラスメントにかかる事後の迅速かつ適切な対応

事実関係を迅速かつ正確に確認し、被害者に対する配慮、行為者に対する措置を適正に行うこと。再発防止に向けた措置を講ずること。（事実確認ができなかった場合も同様）

4 職場における妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための措置

業務体制の整備など、事業主や妊娠等した労働者その他労働者の実情に応じ、必要な措置を講ずること。

5 1から4までと併せて講ずべき措置

- ・ 相談者及び行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知すること。
- ・ 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取扱いを行ってはならない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。

★詳しい内容は 厚生労働省HPで **マタハラ 防止対策** で検索！！

★ご相談・お問い合わせは

岡山労働局雇用環境・均等室TEL086-225-2017

採れない!
定着しない!
育たない!

平成30年度 厚生労働省委託事業

労務管理に
少々不安を感じている
介護事業者の皆さん!

就労環境を整えるお手伝いをします。

1 セミナーで解説して支援
難しい法律用語も平易に判り易く解説。

2 個別に訪問して支援
専門家が現場を巡回した上、助言します。



介護事業場就労環境セミナーのご案内 **無料**

- 1 開催日時 平成30年10月23日(火曜日) 13時30分から16時30分まで
- 2 開催場所 一般社団法人岡山県労働基準協会 (岡山市北区桑田町15番28号)
- 3 プログラム

| 時間 | 内容 | 講師 |
|-------------|------------------------------|----------------------|
| 13:30~14:00 | 働き方改革の推進について ~改正法を踏まえて~ | 岡山労働局労働基準部 監督課長 小川充彦 |
| 14:00~15:15 | 人材確保とトラブル防止のために ~労働基準法等の遵守を~ | 岡山県労働基準協会 専務理事 井上文雄 |
| 15:15~15:25 | 休憩 | |
| 15:25~16:25 | 労働災害防止について ~腰痛・転倒の予防~ | 川崎医療福祉大学 教授 田口豊郁 |
| 16:25~16:30 | 質疑 | |

詳しくは、岡山県労働基準協会のホームページをご覧ください。

「個別に訪問」して助言します **無料**

労働時間制度や安全衛生管理などに詳しい専門家が直接訪問(原則2回)し、事業場内を見せていただくとともに、就労環境上の問題点などをお伺いし、具体的な対応策を助言します。

※個別訪問を希望される場合は、11月末日までにお申し込みください。

連絡先 公益社団法人全国労働基準関係団体連合会岡山県支部
一般社団法人岡山県労働基準協会
TEL: 086-225-3571 FAX: 086-225-3566

岡山県労働基準協会 **検索**
<http://www.olsa.or.jp/>

受動喫煙防止&勤務間インターバル制度セミナー(無料)

開催のご案内

一般社団法人岡山県労働基準協会
公益社団法人全国労働基準関係団体連合会岡山県支部

労働基準法が改正され、時間外労働の上限規制が導入されました。時間外労働は、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別の事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働を含む）、複数月平均80時間（休日労働を含む）以内となります。【平成31年4月1日施行（中小企業は平成32年4月1日施行）】

月45時間を超える時間外労働協定を締結する際には、労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置が必要となります。

この措置の一つとして、「勤務間インターバル制度」が認められています。

また、健康増進法が改正され、受動喫煙防止対策が強化されたところです。

このため、事業場の皆様に、受動喫煙防止対策について、更なる理解を深めていただくとともに、新しく設けられた勤務間インターバル制度について理解していただくため、下記によりセミナーを開催しますので、皆様方の参加をお待ちしています。

記

- 1 日 時 平成30年11月16日（金曜日）13：30～16：15
- 2 場 所 岡山商工会議所405会議室（岡山市北区厚生町3-1-15）
- 3 対 象 者 事業主、労務・安全衛生担当者等
- 4 定 員 80名
- 5 申 込 協会窓口・FAX申込【岡山県労働基準協会TEL:086-225-3571 FAX:086-225-3566】
受講申込書に必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。
※申込受付が完了しましたら、FAXで受講票を送付します。

6 プログラム

| 時 間 | 内 容 | 講 師 等 |
|-------------|------------------------|------------------------|
| 13:30～13:35 | 開会あいさつ | 事務局 |
| 13:35～14:35 | 職場における受動喫煙防止対策 | (一社)日本労働安全衛生コンサルタント会講師 |
| 14:35～14:45 | 休憩 | |
| 14:45～16:15 | 勤務間インターバルとは何か、その課題と解決策 | 社会保険労務士 |

(様式) 受動喫煙防止&勤務間インターバル制度セミナー申込書 [FAX086-225-3566]

| | | |
|---------|--------------------------|-------|
| ※受付 | 氏 名 (フリガナ) | 事業所名 |
| | () | |
| | () | ご担当者名 |
| | | |
| 所 在 地 | 〒 - 都道 市郡 府県 区 | |
| ご 連 絡 先 | TEL() - FAX() - メール | |

※申込書に記入された氏名等の個人情報は、当協会が責任をもって保管・管理し、本講習の的確な実施のためにのみ使用します。

事業主・労務担当者の皆さんへ

働き方改革推進に係る 法令改正等説明会のご案内!!

～時間外労働の上限規制等の労働時間法制の見直し・治療と仕事の両立等～

参加費は無料

岡山労働局・各労働基準監督署
【共催】岡山産業保健総合支援センター

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が本年6月29日に可決成立し、7月6日に公布されたことを受け、県内の6会場で「働き方改革推進に係る法令改正等説明会」を開催します。

本説明会では、改正された働き方改革関連法の中でも、**労働時間の上限規制、年次有給休暇制度、フレックスタイム制度、正規と非正規との待遇差の解消**などについて、改正点を詳しく説明することとしています。

また、半数を超える働く人に何らかの健康上の所見が認められるなど、働き方改革を推進する上での大きな課題でもある、働く人の「**治療と仕事の両立支援**」についても説明を予定しております。

多くの方のご参加をお待ちしています。

開催日時・場所

| | 会場 | 開催日時 | 開催場所 | 定員 |
|---|------|--------------------------|---|------|
| ① | 新見会場 | 11月14日(水) 14:00～16:00 | 新見市新見123-2 まなび広場にいみ 小ホール | 100名 |
| ② | 笠岡会場 | 11月20日(火) 14:00～16:00 | 笠岡市六番町1-10 笠岡市民会館 第一会議室 | 100名 |
| ③ | 和気会場 | 11月22日(木) 13:30～15:30 | 和気郡和気町尺所2 和気商工会館 3階大ホール | 100名 |
| ④ | 津山会場 | 11月28日(水) 13:30～15:30 | 津山市大田920 グリーンヒルズ津山 リージョンセンター ペンタホール | 100名 |
| ⑤ | 倉敷会場 | 12月6日(木) 14:00～16:00 | 倉敷市福田町古新田940 ライフパーク倉敷 中ホール | 100名 |
| ⑥ | 岡山会場 | 12月20日(木) 14:00～16:15 | 岡山市中区桑野715-2 岡山ふれあいセンター 大ホール | 300名 |

■ 参加ご希望の方は、裏面の申込書に記載の上、参加申込書のあて先にFAX等でお申し込みください。入場券等は発行しませんのでご了承ください。

■ 参加申し込み締切日 平成30年10月23日(火)

〔ただし、定員になり次第締め切らせていただきますので、ご了承ください。
なお、締切日以降も定員に達しない場合は参加可能ですので、お問い合わせください。〕

プログラムの概要

- 開会あいさつ 【開会14:00（津山・和気会場は13:30）】
各労働基準監督署長
 - 残業時間の上限規制等労働時間法制等の見直しについて
岡山労働局労働基準部監督課
 - 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保について
岡山労働局労働環境・均等室
 - ハラスメントの防止について（岡山会場）
岡山労働局労働環境・均等室
- …<< 休憩10分 >>…
- 働き方改革実行計画と「治療と仕事の両立支援」について
岡山産業保健総合支援センター
 - C型肝炎について（岡山・倉敷・津山会場）
岡山大学病院
 - 閉会

同時開催

- 岡山・倉敷・津山会場では、希望者の方に無料の肝炎検査を行います。

働き会改革推進に係る法令改正等説明会の参加申込書

岡山労働局労働基準部監督課 あて

FAX 086-231-6471

※参加希望会場に☑してください。

- ①新見会場 ②笠岡会場 ③和気会場
 ④津山会場 ⑤倉敷会場 ⑥岡山会場

申込に係る情報は共催の機関で共有させていただき、本説明会の開催、各種資料送付、ご案内等のみにご利用させていただきます。

| | | | |
|--------|--------|-----|----|
| 事業場名 | | | |
| 所在地 | 〒 ー | | |
| 御出席者 | 職名 | 御芳名 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 電話番号 | | | |
| 担当者御芳名 | | | 業種 |

お問合せ先 岡山労働局 労働基準部 監督課 ☎ 086-225-2015



どんな秋ですか？

皆様こんにちは。秋真っ只中、過ごしやすい季節になりましたね。秋と言えば芸術の秋、読書の秋、食欲の秋と色々な楽しみがありますが皆さんはどんな秋を満喫していますでしょうか。心地よい秋風を感じながら運動しているという方も多いのではないのでしょうか。今月は運動に関して話題提供させていただきます。

運動の重要性についてはあちこちで耳にされると思います。運動により期待できる効果の代表的なものを表1に記しました。これらはもちろん科学的な検証がされています。

一方で日本をはじめ世界的にも運動不足の傾向がみられている様です。つい先月世界保健機関の研究者から運動に関する報告がありました。それによると世界の四分の一以上が運動不足で健康のために必要と考えられている運動レベルに達していないとの内容でした。日本のデータを見てみると、運動習慣がある方の割合は男性で約二九%、女性では約二五%という報告があります(平成九年国民栄養調査)。つまり全体の1/3〜1/4の方しか運動習慣がないという事になります。

運動の推進については国も積極的に取り組んでいます。その一つが『健康日本21』の中にある『健康づくりのための身体活動基準2013』です。例えば表2はその抜粋ですが、成人の個人目標例が記載されています。これらは少し気に掛ける事で実行可能だと思えますので日常生活の中でちよっとした取り組みをしてみたいかががでしようか。

さて、最近の話題としては表1にも記載されているロコモティブシンドロームがあります。ロコモティブシンドロームとは『運動器の障害のために移動機能の低下をきたした状態』を指します。略称は『ロコモ』、日本語では『運動器症候群』と言われます。具体的には加齢などに伴う運動不足等による筋力低下などによって日常生活に必要な活動が障害されるとい



一般社団法人 岡山県労働基準協会

労働衛生センター 所長

藤田 充啓

況です。この『ロコモ』ですが、介護が必要となった主な原因の中でロコモ関連の原因が三分の一以上を占めているというデータもあります。運動器の障害をきっかけに日常生活の自立度が下がりやすいことがわかります。『ロコモ』の予防が健康寿命の延長につながります。

みなさんの中には今から介護の事なんてピンと来ないという方がいらつしやるかもしれません。しかし運動習慣は高齢になつてから「さあ始めよう」としてもなかなか難しいものです。若くて元気な時から運動習慣をつけることにより毎日の健康を維持し、仕事から離れた後も運動習慣を継続することで『ロコモ』予防につなげ健康寿命を延長するというのが理想だと思えます。

運動習慣のない方、新たに運動を始めるにはとつてもいい季節です。秋風を受け心地よい汗を流してみたいかががでしようか。

表1 運動の効果

- 動脈硬化性疾患(心筋梗塞など)発症のリスクが低下する。
- 心肺機能が向上し、感染症発症のリスクが低下する。
- 認知症のリスクが低下する。
- 睡眠障害が改善する。
- 体脂肪を減らして肥満の予防・改善につながる。
- ストレスの発散、抑うつ気分や不安な気分の予防・改善につながる。
- ロコモティブシンドロームの予防につながる。
- 自律神経機能が整い、便秘の改善につながる。
- 骨に刺激が加わることで骨粗鬆症の予防となる。
- 乳がんや大腸がんなど、がんにかかるリスクが低下する。
- 脂質異常症、高血圧、糖尿病などの生活習慣病の予防・改善につながる。

表2 健康日本21(身体活動・運動) ~成人に対する個人目標(例)~

- 日頃から「散歩」、「早く歩く」、「乗り物やエレベータを使わずに歩くようにする」など意識的に身体を動かしましょう
- 1日平均1万歩以上歩くことを目標に
- 週2回以上、1回30分以上の息が少しはずむ程度の運動を習慣に
- 最初の運動としてはまずウォーキングから

(厚生労働省HPより https://www.mhlw.go.jp/www1/topics/kenko21_11/b2.html#A21)

第31回 岡山県ゼロ災運動研究集会開催のご案内

事 業 者 殿

一般社団法人岡山県労働基準協会
安全衛生委員会

岡山県労働基準協会

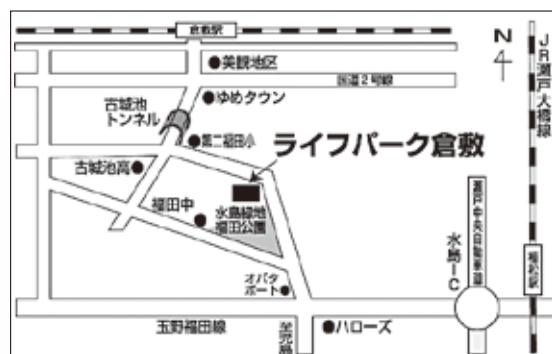
検索

<http://www.olsa.or.jp>

各事業者におかれましては、「ゼロ災害、ゼロ疾病」をめざして日夜ご努力をいただいているところであります。当協会では、今年度も各企業におきますゼロ災活動を積極的にバックアップするため標記研究集会を企画いたしました。多数の方のご参加を心よりお待ちしております。

記

1. 日 時 平成30年12月7日（金）
13:30～16:30（受付13:00～）
2. 会 場 ライフパーク倉敷（倉敷市福田町古新田940）
3. 参加費 1名 2,160円（資料代、消費税込）
4. 対象者 事業場の安全衛生担当者、管理・監督者、
グループリーダー 等
5. 定 員 300名



| 時 間 | テ ー マ | 講 師 等 |
|-------------|--|---|
| 13:30～13:35 | 開会あいさつ | 安全衛生委員会 委員 |
| 13:35～13:55 | 事例発表 1 | 高梨乳業株式会社 岡山工場 |
| 13:55～14:15 | 事例発表 2 | 株式会社東洋紡カンキョーテクノ 協和フィルター事業部 岡山工場 |
| 14:15～14:25 | 休 憩 | |
| 14:25～16:25 | 特別講演 「ゼロ災に向けての自分の怒りの感情をコントロールするアンガーマネジメント」(仮) | 一般社団法人日本きらめき協会 代表理事/きらめき労働オフィス 代表 角井孝次氏 |
| 16:25～16:30 | 閉会あいさつ | 安全衛生委員会 委員 |

6. 申込方法 ①インターネット申込
 当協会ホームページからお申し込みください。

②窓口・FAX申込
 受講申込書に必要事項をご記入のうえ、各支部へお申し込みください。

7. その他 受付の後、振込み等の確認ができましたら、受講票を発行いたします。
 キャンセルの場合、講習前日までにご連絡があった場合に限り、事務手数料1,080円と振込手数料を差し引いて返金いたします。事前にご連絡がなく、講習当日に欠席の場合は参加費の返金はいたしません。

8. 窓口申込先 一般社団法人岡山県労働基準協会 各支部

| 支部名 | 所在地 | TEL番号 | FAX番号 |
|--------|-------------------------|---------------|---------------|
| 岡山支部 | 〒700-0984 岡山市北区桑田町15-28 | (086)221-2160 | (086)227-1047 |
| 倉敷支部 | 〒710-0047 倉敷市大島407-1 | (086)422-6230 | (086)426-6521 |
| 玉野支部 | 〒706-0011 玉野市宇野2-16-5 | (0863)21-2349 | (0863)21-3334 |
| 児島支部 | 〒711-0921 倉敷市児島駅前1-100 | (086)473-1811 | (086)473-1870 |
| 津山支部 | 〒708-0022 津山市山下92-1 | (0868)22-5454 | (0868)25-2260 |
| 笠岡支部 | 〒714-0085 笠岡市四番町5-18 | (0865)63-3718 | (0865)63-3735 |
| 和気支部 | 〒709-0441 和気郡和気町衣笠954-1 | (0869)92-0876 | (0869)92-0899 |
| 新見支部 | 〒718-0011 新見市新見811-1 | (0867)72-0338 | (0867)72-0317 |
| 安全衛生会館 | 〒701-0202 岡山市南区山田2315-4 | (086)282-6532 | (086)282-6506 |

(様式)

*4010

第31回 岡山県ゼロ災運動研究集会 参加申込書

| | | | |
|---------|--------------------------|----------------|---|
| ※受付 | 氏名 (フリガナ) | ※受付 | 氏名 (フリガナ) |
| | () | | () |
| | () | | () |
| | () | | () |
| 事業所名 | | | 参加費 名分 円 を 月 日に ①下記口座へ振込 中国銀行 富田町支店 普通 1613381 一般社団法人 岡山県労働基準協会 ②窓口へ持参 ※講習当日はご遠慮ください※ |
| 所在地 | 〒 | 都道 市 区 府県 郡 | |
| ご担当者職氏名 | | | |
| ご連絡先 | TEL () - FAX () メール | | |

※申込書に記入された氏名等の個人情報は、当協会が責任をもって保管・管理し、本講習の的確な実施のためにのみ使用します。

毎年10月は加入促進強化月間です。

退職金は、国がサポートする **中退共制度** をご活用ください。

国の制度だから

安心 国から掛金の助成を受けられます

社外積立だから

簡単 従業員ごとの納付状況や退職金試算額をお知らせします

掛金は全額非課税だから

有利 節税に加え、手数料もかかりません



加入範囲、広がっています! 事業主と生計を一にする同居の親族のみを雇用する事業所の従業員も、一定の要件を満たしていれば加入できます。

詳しくは ▶ **中退共** **検索**

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

ちゅうたいきょう
略称：**中退共**

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL 03-6907-1234 FAX 03-5955-8211
<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

ヒルタ工業株式会社
 代表取締役 昼田 眞 三
 代表取締役 昼田 哲 士
 笠岡（本社）工場
 〒714-0062 岡山県笠岡市茂平1410
 TEL (0865)66-3700(代) FAX(0865)66-2888
<http://www.hiruta-kogyo.co.jp>

院庄林業株式会社

TEL 岡山県津山市二宮二十二の二
〇八六八二二八二二二

「おいしい！」をキチンと

株式会社 **サンラヴィアン**
 〒719-0302 岡山県浅口市郡里庄町新庄3920
 Tel 0865-64-4771 Fax 0865-64-5163
<http://www.sunlavieen.co.jp>

ROHM エレクトロニクスで
社会に貢献する

ローム・ワコー株式会社
 代表取締役社長 吉岡 浩文

S.S **品川リフラクトリーズ株式会社**
 SHINAGAWA REFRACTORIES CO., LTD.
西日本工場
 〒705-8615 岡山県備前市東片上88

ICHIJI **一井工業株式会社**

社代表取締役 井川 秀 樹
 URL: <http://www.ichi-ind.com>
 本社 岡山市南区山田二一七七一
 〇八六二二八一〇一一
 事業所 総社工場 九州工場（福岡県鞍手郡）

あなたの心で運ぶハート引越便

OKAKEN **岡山県貨物運送株式会社**
 代表取締役社長 遠藤 俊夫
 〒700-0027 岡山市北区清心町4番31号
 TEL (086)252-2111(代)
 ホームページ <http://www.okaken.co.jp>

株式会社セラテクノ備前工場
 取締役工場長 有馬 慎弥
 〒705-0033
 岡山県備前市穂浪2835-7
 電話:0869167-0011

■公園・環境エクステリア製品 ■住宅・産業用資材
 ■木材防腐資材 ■プレカット

さんもく工業株式会社
 代表取締役 田中 信行
 〒702-8045
 岡山市南区海岸通2丁目6番3号
 TEL 086-262-0137 FAX 086-262-0130

高品質企業への進化

株式会社ヤマダ
 代表取締役社長 山田 泰二
 〒712-8012
 岡山県倉敷市連島1丁目15番10号
 TEL 086-440-0606(代) FAX 086-440-0611

災 害 事 例

接客娯楽業による災害（平成30年）

***事例① 業種 ゴルフ場**

休業見込：1月 経験年数：16年

〔発生状況〕プレイヤーが打ったボールが斜面へ行き、ボールを確認するため斜面を降る際、足を滑らせ肩を強打した。

***事例② 業種 一般飲食店**

休業見込：6月 経験年数：1年

〔発生状況〕うどん生地を伸ばす工程、装置内の板上に打粉をしている際、生地をカットする回転刃に手をはさまれた。

***事例③ 業種 一般飲食店**

休業見込：1月 経験年数：1年

〔発生状況〕グリル板を清掃中、奥に溜まった油が跳ね返り両手を火傷した。



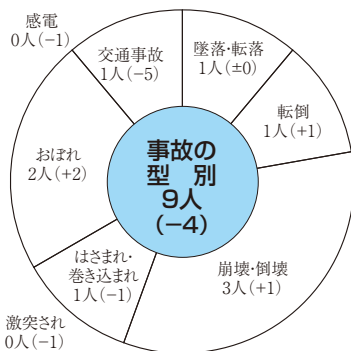
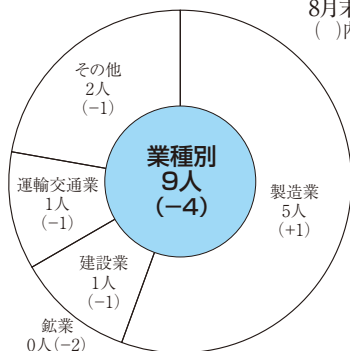
【参考】接客娯楽業の災害が、昨年同時期に比べ1.4倍となっています！

- ・平成30年に発生した接客娯楽業の災害（休業4日以上）は86件となり、特に飲食店、ゴルフ場などで大幅に増加しています。（8月末速報値）
- ・事故の型では、転倒、高温低温の物との接触、墜落転落、切れこすれ災害が多く発生しています。
- ・災害を防止するには、「4S活動」、「KY活動」、「危険の見える化」、「安全教育・研修」、「安全意識の啓発」、「安全推進者の配置」などの取組みを徹底しましょう。

平成30年労働災害発生状況

死亡災害

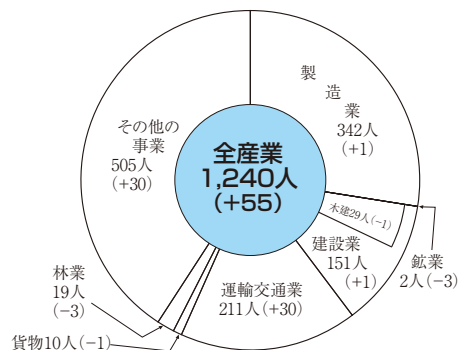
8月末現在(速報値)
()内は前年同月比増減数



死傷災害

(休業4日以上)の死傷災害

8月末現在(速報値)
()内は前年同月比増減数



弁護士法人
太陽綜合法律事務所
(岡山弁護士会所属)
岡山県労働基準協会顧問弁護士
弁護士 近藤 弦之介
弁護士 藤原 健補
弁護士 馬場 幸三
弁護士 谷口 怜司
弁護士 山本 愛子
弁護士 山下 綾子
弁護士 川端 美智子
弁護士 石田 麻衣
弁護士 青田 夢
弁護士 永山 皓太
各員弁護士 石島 弘
〒700-0901
岡山市北区本町6番36号
第一セントラルビル2階
TEL(086)224-8338(代)
FAX(086)224-7555



坂本産業株式会社

代表取締役 坂本修三

〒714-0001 岡山県笠岡市走出 670-1
TEL(0865) 65-0311(代)
FAX(0865) 65-0460

武田育男税理士事務所

岡山市北区東島田町1丁目2-5
TEL (086) 231-1227

システムソリューションを通じ地域社会へ貢献します



株式会社ソフィア

代表取締役 全本 親民

本社/〒708-0033 岡山県津山市河原町 29 番地 3
TEL(0868)25-1000 FAX(0868)23-5800
http://www.sophia-inc.co.jp/

労働問題相談日のお知らせ

毎週火曜日と木曜日10時から16時
(12:00~13:00を除く)

会員の皆様方の労働問題に関するあらゆるご相談に応じます。
お気軽にご相談下さい。

TEL(086)225-4538

※上記以外の日程
または来所の方は、
事前にご連絡下さい。

